



本庁舎「新館」が完成

災害に強く、
人と環境に優しい庁舎に

5/7から業務を開始

昨年3月から建設していた本庁舎「新館」が完成し、5月7日（水）から業務を開始します。また、これまで使用してきた本庁舎「本館」は、本年度末の完了をめざし耐震化工事に入ります。このため、今後1年間は一時的に新館、別館、西庁舎を含めて使用し、業務に当たります。

市民のみなさんにはご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

新しく建設した新館

災害時に市民の安全を守る中核的な役割を果たす「危機管理センター」として、また業務スペースが手狭になっていたことから、新館を本館東側に建設しました。

新館は、鉄骨造の3階建てで、一部平屋建てとなっており、延床面積は4789.43平方メートル、総工費は12億877万円です。耐震安全分類は、災害対策を指揮する建物に求められるI類（分類の中では最高）で設計されています。

新館の特徴

①危機管理センター

災害時でも情報収集が迅速にできるよう防災情報システムを

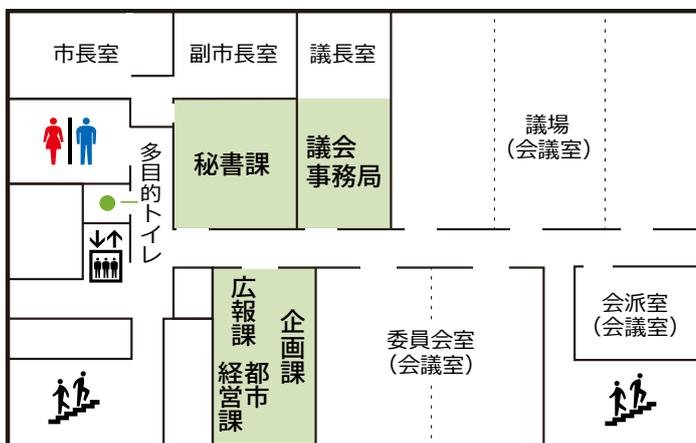
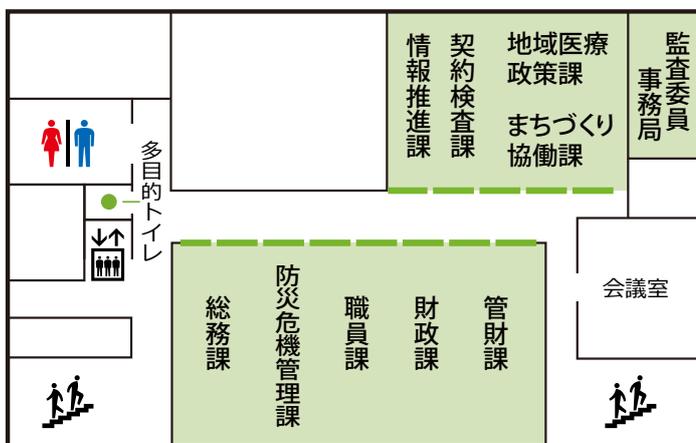
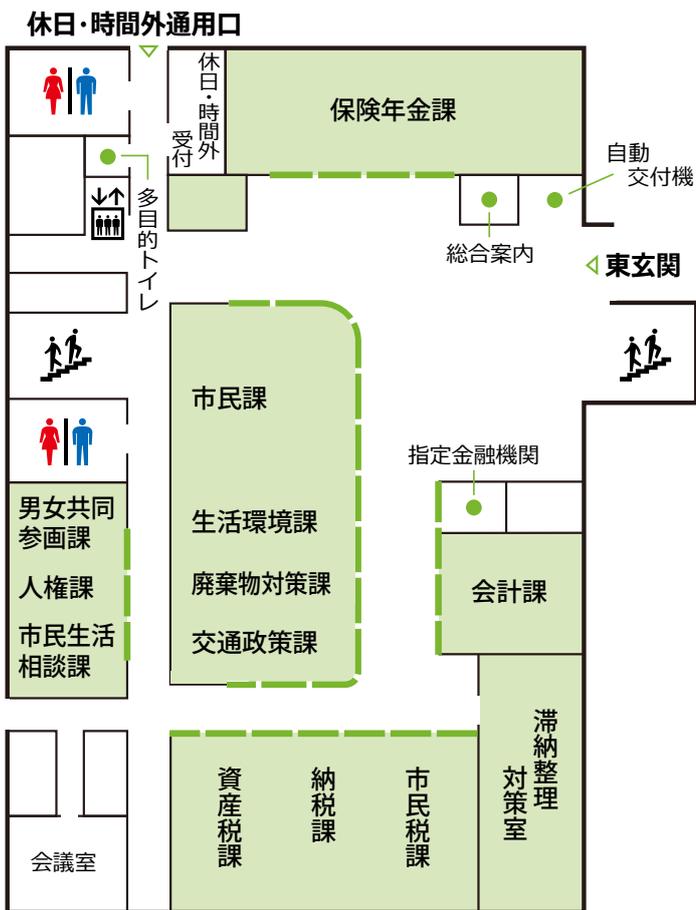
27年度に整備し、職員や消防、警察、自衛隊などが素早く参集し災害対応できる部屋を設けます。また、発電機を設置し、停電時でも電力を供給します。
※危機管理センターは27年度から本格的に運用します。

②総合窓口サービス

総合窓口サービスを6月から開始します。これまで転入・転出や出生、婚姻などの届出の際には、複数の窓口で手続きを行う必要がありました。こうした手続きをできる限り1つの窓口で行えるようにし、手続き時の負担を軽減します。

③環境に優しい庁舎

新館の屋上に最大30キロワット発電できる太陽光パネルを設置し、1階ロビーのテレビ画面で当日の発電状況を確認できま



1階

【新館フロアー図】

2階

3階

1階

市民サービスに関する部署を中心に配置します。6月から総合窓口を開始し、各種手続き時の手間や証明書発行などを簡略化します。



2階

まちづくり協議会や自治会、自主防災組織など、住民自治に関する部署や、市の組織を管理、運営する部署を配置します。

3階

災害時に中心的な役割を果たす危機管理センター機能を集中配置します。なお、本館の耐震化工事が完了するまでは、一時的に議場などに使用します。屋上には、太陽光パネルを敷き詰めています。



本年度に本館を耐震化

これまで使用していた本館は、昭和52年に旧八日市市庁舎として建設され、地域に根ざし優れた公共建築を選定する旧建

す。また、電力消費を抑えるため、自然採光を積極的に取り入れるとともに、照明器具はLED照明を採用しています。

設省の「公共建築100選」にも選ばれるなど、市民のみならずに親しまれてきました。しかし、「大規模な地震による揺れで倒壊・崩壊しない」という新耐震基準を満たしていないため、本年度に耐震化工事を行います。そのため、議場や市長室、各執務室などを一時的に新館や別館、西庁舎に配置します。



今後1年間は、新館、西庁舎、別館に加え、従来どおりの部署が配置されている東庁舎、土地開発公社ビル、水道事務所で業務に当たります。なお、本館の耐震化工事の完了後に再び部署の配置替えを行います。

市民のみなさんがより使いやすい、そして親しんでいただける市役所となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問管財課
 ☎0748-2415603
 IP0505180115603

より親しんでいただける
市役所へ

別館

市の都市基盤を整備、管理する部署を中心に配置します。



2階

観光物産課
 道路河川課
 開発調整課
 都市計画課②

管理課
 農村整備課
 建築指導課

1階

都市計画課① 施設建築課
 住宅課 こども支援センター

西庁舎

市の農業、商業に関する部署を配置します。



2階

農林水産課② 商工労政課

1階

農林水産課① 農業委員会事務局

機構改革

一部の部署を変更

4月1日から、機構改革により一部の部署や所管する業務を変更しました。部署の配置替えに加え、こちらにもご注意ください。

■部を新設

少子高齢社会に的確に対応するため、「健康福祉こども部」を改編し、健康福祉施策を所管する「健康福祉部」と、子ども施策を所管する「こども未来部」を新設しました。

■課を新設

①健康福祉部に「健康福祉政策課」健康福祉施策を総合的に推進するため、健康福祉政策課を新設し、課内に「臨時給付金事業対策室」を設置しました。

②教育委員会に「歴史文化振興課」本市の豊かな歴史や文化を有効に保存・活用するため、文化財の保存や活用を担う「文化財課」と、歴史・民俗資料などを収集し保管・展示する「博物館」を統合し、歴史文化振興課としました。

ら総務部へ

まちづくり協働課が所管する自治会やまちづくり協議会に関する業務は、防犯自治会や自主防災組織の設立を促進する総務部の業務と関連するため、総務部へ移行しました。

②企業立地政策課を産業振興部から企画部へ

企業誘致と市内立地企業の情報収集をより一層推進するため、企画部へ移行するとともに、企業立地政策課の体制を強化しました。

③地域医療政策課を健康福祉部へ
 地域医療政策課の業務を健康福祉政策と一体的に取り組み、地域医療の充実と在宅医療・介護の推進を図るため、健康福祉部へ移行しました。

■課名を変更

①行政改革課を都市経営課に
 ②いきいき支援課を福祉総合支援課に

■業務の移行

新エネルギー政策室を廃止し、業務（太陽光発電補助など）は生活環境課に引き継ぎました。

問職員課

☎0748-2415601
 IP0505180115601

